

# テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2017年2月13日

奈良県警察本部長 安田浩己 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク  
理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号  
東西館ビル本館47号室  
電話&FAX 03-5212-4611

## 要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、1998年1月25日、任意団体「電波悪用被害者の会」として発足以来、一貫して「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」を解決すべく取り組んでまいりました。「テクノロジー犯罪」「嫌がらせ犯罪」、どちらも当NPOの造語で、前者は、電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジーを悪用して、特定個人をピンポイントで捉えて、精神・身体を攻撃しコントロールする犯罪を、後者は、不特定多数あるいは特定少数によって特定個人に対しつきまといを始めとする様々な嫌がらせを組織的・継続的に行なう犯罪を意味しております。この19年の間に貴警察本部には2013年6月26日付にて「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」を送付しているところであります。今回初めて出向いて提出致しますが、その理由は以下であります。

- ① テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は増え続けており、1772名を確認し、内奈良県在住者は14名（男性7名、女性7名）であります。
- ② 嫌がらせ犯罪は組織犯罪であることに間違いなく、被害者のいる自治体には犯罪組織が存在していると考えられます。
- ③ 確認被害者1772名中すでに23名がお亡くなりになっていることから、両犯罪により死に追い込むことができる犯罪であります。それを裏付けるように日々生命の危険を訴える被害者が奈良県内に多数存在しております。
- ④ お亡くなりになった23名中約半数は自殺であります。自殺防止対策は国の重要施策の一つでありますから奈良県も同じであります。そのため自殺対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります。

- ⑤ 両犯罪で生じる現象（嫌がらせ犯罪では敵意の集中攻撃によるパニック症状、テクノロジー犯罪では音声・映像送信被害等）を精神疾患として誤って対処するシステムが構築されており、これが定着することは国民にとって大きな脅威であります。また精神疾患患者の増加は大きな社会問題となっており、その一要因として両犯罪があることが考えられます。それを裏付ける証言として、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロワー氏の証言『マイクロ波技術の危険性』を資料として添付致しました。氏はマイクロ波で精神疾患を誘発できるとし、それも自然な精神疾患なのか人為によるものなのか分からないように誘発できるとまで証言しております。このような精神兵器と呼ばれるべき武器の存在が秘せられる一方で、精神医学・医療体制は発展しております。また国は医療保護入院を容易にするかたちで精神保健福祉法を改正しております。本来犯罪被害者として守られるべき人が精神障害者として扱われるのですからこれに満足する被害者はありません。これによりさらに自殺者が増加することが考えられます。そのため精神医療体制の充実を図るなら、一方ではバリー・トゥロワー氏の証言も国民に知らされるべきであります。精神疾患対策も国家の重要施策の一つですから奈良県も同じであります。精神疾患対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります。
- ⑥ 特定個人の脳に音声を送信する音声送信被害が技術的に可能であることが、米国陸軍省情報保安司令部が情報公開した資料『特定の非殺傷兵器の生体効果』から明らかになりました。この中で音声送信技術の原典としてあるアラン・フレイの実験（これは後にマイクロ波聴覚効果あるいはフレイ効果と呼ばれるようになったものです）を米国陸軍省が追試して確認していたことが書かれております。しかもそれは既存のレーダー設備を用いて行なえるとし、特定個人に送信することも工夫次第でできるとしております。それほど高度でない音声の場合持ち運びできる大きさの装置で可能で、その射程距離は数百メートルと記しております。さらに、突然頭の中で音声聞こえると精神的衝撃を受け、使い方によっては破壊的状态に陥らすことができるとコメントしております。正に音声送信被害者が陥っている状態がそれであります。毎年統合失調症患者が1200名も自殺しておりその多くがこの被害者であることが考えられるのです。このような悲劇は断固として止めなければなりません。音声送信被害者にこの技術が使われていることは証明できていませんが、一方的に精神疾患と決めつけるのは終わらなければならないことでもあります。そして証拠固めができる方法を被害者と非被害者とが一体となって確立しなければならない段階に来ているということでもあります。
- ⑦ テクノロジー犯罪被害として三欲操作がありますが、前記バリー・トゥロワー氏証言に「6. 6ヘルツは男性に激しい性的興奮を誘発します。誰かにひどい性的レイプを犯させることができます」と述べて、性欲操作を裏付けて

おります。また2013年3月19日地下鉄東西線東陽町駅付近で発生した傷害事件では、元暴力団員の男が「自分の体内の超音波から、人を刺してみろよ、という言葉が聞こえ」犯行に及んだと証言しておりますので、音声送信被害による犯行と考えられます。音声送信被害者はその初期には音声に促されて動かされてしまうことを多くの被害者が証言しております。そのためこの技術を放置しておきますと同様の事件が頻発することが考えられます。そのため信じられない凶悪犯罪の防止を真剣に考えるならテクノロジー犯罪の撲滅にも取り組まなければならないのです。

- ⑧ これまでの調査から嫌がらせ犯罪に11の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が(①集団性)、四六時中(②継続・反復性)、つきまとい(③ストーカー性)、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる(④タイミング性)。そのタイミングは絶えず監視していなければならないこと(⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせであります(⑥システム性)。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており(⑦ネットワーク性)、全国的に犯罪組織が存在していなければならない犯罪であります(⑧組織性)。そして行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました(⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること(⑩歴史性)も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており(⑪非常識性)、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起きている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者は孤立します。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは加害者にとっては困ることです。一方被害者にとっては身に起きていることが非常識であればあるほど全く判断ができなくなってパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。ここから常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思とその描く構図を看破できたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。またこれまでの組織犯罪とは次元が違うこともご理解頂けると思います。さらにこれにテクノロジー犯罪の実態を知ることで犯罪の全貌がより明確になってまいります。非常識に徹するという強固な意思はテクノロジー犯罪でもみられることですので犯罪主体の同一性を窺わせるものであります。

- ⑨ 嫌がらせ犯罪における 9 番目の特徴「マニュアル性」に付いてその源に迫る証言が得られました。元 F B I 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏による証言であります。氏はギャング・ストーキング（当 N P O で嫌がらせ犯罪と称するもの）の行為・グループ・集団について、「1980 年代前半から実施されている隠密のプログラムを合理的に説明するものであると考えます。1980 年代以降、ギャング・ストーキング行為は新たな通信・監視技術を利用し、その規模や激しさ、複雑さを増してきました。当該プログラムではエシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムというコードネームを用いています。エシュロン・プログラムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、世界中の全ての電子メールや電話の通話を監視しています。カーニボア・システムはメリーランド州フォートミードの国家安全保障局の管理下にあり、痕跡を残すなど所有者に知られることなく、あらゆるコンピュータシステムをダウンロードすることが可能です。テンペスト・システムは最大で 4 分の 1 マイル離れたところにあるコンピューター画面上にあるものを解読することができます。これらのプログラムは何千人ものアメリカ国民にマイナスの影響を及ぼし、彼らの市民権を日常的に著しく侵害しています」と主張してその犯罪の存在を認めております。そしてそれを行っている犯罪主体について政府系悪徳犯罪集団という名称を使って、「FBI その他情報機関、政府機関全般の幹部の他、犯罪組織の裕福かつ有力な構成員、億万長者や企業エリートらが、政府系ギャング・ストーキングプログラムを利用して、敵対者を攻撃しています」と主張しているのです。しかもその証拠も、「ギャング・ストーキングの事実は、FBI と国家安全保障局の両方で、エシュロン・プログラム、カーニボア・システム、およびテンペスト・システムに関する記録に記載されています。また、ギャング・ストーキングの事実は FBI と国家安全保障局の両方で、ナルス社のシステムにより収集された情報に関する記録に記載されています。ナルス社は防衛請負業者であるボーイング社の完全子会社であり、ボーイング社は FBI および国家安全保障局が現在使用している高度な大量監視コンピュータシステムを製造している会社です」と述べてその所在を明らかにしております。そしてこれを主張する情報源は、「FBI、中央情報局 (CIA)、国家安全保障局、軍情報部等の現役メンバーや元メンバー、犯罪集団内で活動中の情報提供者、被害者の証言」から得ていると述べているのです。そのため氏の証言の信憑性は絶大であります。これが日本にも大いに影響している可能性があります。
- ⑩ 無辜の一般市民がこの被害を受けており、子供のころからの被害者もいることから、そのような無辜の人に手が出せる意思是恐ろしいもので、これを放置することは社会不安を増幅させるだけであります。安心安全の社会を目指される安田県警本部長には断固としてその発露を糾明して摘み取らなければならない意思であります。ちなみに、その糾明のために、添付しました『元

F B I 特別捜査官テッド・ガンダーソン氏証言』、『元公安調査庁調査第二部長菅沼光弘氏講演「日本の闇社会」』、『故ラウニ・キルデ博士発言集』を参考にしてください。

- ⑪ 被害者がいくら善意を示しても終わる様相を見せないということは、実際に加害行為を行なっている者の意思ではなく、背後にある大きな意思に従っていることが考えられます。添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』にある元諜報部員カール・クラーク氏の証言は、そこで述べられていることが、これまで当会が訴えてきた被害と大いに合致していることから、諜報活動として行なわれていることが考えられるようになりました。日本はスパイ天国と言われてきましたが、これは脳天気な表現で、工作員天国と言い換えるべきであります。他国からの指示で動く工作員活動の一環としてあるならば、それは侵略行為と捉えて対処されるべきで、国家安全保障上の問題であります。ちなみに工作員の暗躍としては北朝鮮の拉致問題が明らかになっております。諜報活動との類似性があるなら日本の公安当局も認識していなければならぬことでもあります。認識だけではなく目を光らせていなければならぬのです。それがなければ拉致とは別の意味での工作員活動被害者が現れるのは必定であります。しかし現実には諜報活動によると思われる被害者が存在するのですから公安当局の怠慢を指摘されるのは当然であります。被害者の善意をことごとく覆して追い込んでくる手法はここまで考えなければ理解できないもので、日本人はいつまでも泣き寝入りしているべきではないと考えます。
- ⑫ 当NPOの調査の結果、テクノロジー犯罪に使われている技術は人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが分かってまいりました。これは人間の活動を司る脳とコンピューターをつなぐブレイン・マシン・インターフェイスの技術がなければできない犯罪であります。この技術の開発は65年前に「サイバー」という言葉が造語された時点に遡ることも分かってまいりました。これに関しては添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域』に詳しく記されておりますが、この技術に最も関心を示したのが軍部であったことから守秘義務の中に入れられ、しかも軍事技術ですから国家の最高の頭脳を投入して開発が続けられてきたのです。また脳とコンピューターをつなぐのですから対象者は人間で、人体実験をしなければ完成しない技術であります。人体実験していることが公になれば開発できなくなりますのでその面からも守秘義務の中に入れられることになったのです。国家の最高レベルの頭脳を投入しておりますので科学技術開発の奔流でありながら全く国民に知らされずに開発が続けられてきたのです。これにさらに情報操作が加わって現実と一般認識との大きな差が生じていると考えられます。そのため被害者が泣けど叫べど救われない社会が構築されてきたのです。この点を看破できたのが当NPO19年間の活動の成果であります。これ

に付きましては第九回・第八回テクノロジー犯罪被害フォーラムで説明しておりますので、当NPOホームページあるいはユーチューブでご覧頂きますようお願い申し上げます。

- ⑬ 人間コントロール技術をさらに裏付ける資料として米国陸軍戦争大学 (The US Army War College) の季刊誌『Parameters』に掲載された『心にファイアーウォールはない』があります。前記サイバネティクス技術は、人間の脳が電子回路として機能すると捉えた天才的数学者ノーバート・ウィナーが主導したのですが、人間の脳に限らず、心臓、末梢神経系の化学・電氣的活性、大脳皮質部から身体の各部位に送られる信号、聴覚信号を処理する内耳の小さな有毛細胞、視覚的活動を処理する眼球の感光性の網膜と角膜などもコンピュータのデータプロセッサとして機能することが述べられ、今日それに狙いを定め、操作し弱体化させる情報戦争の時代に入っていると主張しております。これは人間のコントロールが技術的に可能であることを前提としているわけで、しかもそれができる武器をロシアが所有していることから、人間コントロール技術の存在が明らかになったのであります。音声送信被害と同じに、被害者がこの技術によって被害を受けていることは断定できませんが、一方的に精神的問題と片付けられる時代は去ったということでもあります。そのためこれも被害者と非被害者が一体となって証拠を掴む方法を確立すべき段階に入ったということでもあります。
- ⑭ 上記成果は国民の意識改革に欠かせない情報であります。国を守るために軍事技術の開発をせざるを得ない国家は人体実験をしなければ開発し得ないブレイン・マシン・インターフェイスの開発をせざるを得なくなっているのです。軍事技術であるため、また知られたら開発できなくなる技術ですから徹底した守秘義務の中に置かれており、そのためにそれがどのように使われても国民は皆目分らない迷妄の中に置かれているのです。今日の理解し難い社会現象にそれが現れていると考えられ、国民が知らないことをいいことに暴走を始めていると考えられます。そのような中で地方自治体の存在は重要であります。本問題によって国家意思と国民の意思との大きなギャップが明瞭になることはいいことで、この意識をしっかりと持つことがこれからの日本人に求められているのです。これまでのように国家を信頼してきた時代は終わり、より成長した国家感が持てるようになるのです。これは望むべきことで、第九回・第八回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画はそれを学ぶ最高の教科書になると考えます。下記要望事項にも記しましたが、県警本部長指揮下の全警察官の意識改革のためにも是非ともこの録画をご覧頂きますようお願い申し上げます。

以上の理由から本要望書を提出せざるを得ないものであり、安田県警本部長には現実に起こっているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を、被害者と県警本部長指揮

下の全警察官が一体となって解決に導くために、以下の要望項目を速やかに実行して頂きますようお願い申し上げます。

## 要 望 項 目

要望項目 1. テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪を奈良県警察本部長指揮下の全警察官が認識するようにして下さい。そのために、当NPOホームページあるいはユーチューブにアップしてあります、第九回・第八回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画を全警察官が観るように指示して下さい。そしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知らない警察官がいないまでに徹底して下さい。

第九回テクノロジー犯罪被害フォーラム

第一部：嫌がらせ犯罪の実態

<https://www.youtube.com/watch?v=gDuIushd1Nk>

第三部：テクノロジー犯罪の実態

<https://www.youtube.com/watch?v=g3196IkV7U4>

第八回テクノロジー犯罪被害フォーラム

[http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2015forum\\_m1.html](http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2015forum_m1.html)

第八回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版英文字幕付き）

[https://www.youtube.com/watch?v=n2Uo\\_db9uXc](https://www.youtube.com/watch?v=n2Uo_db9uXc)

要望項目 2. テクノロジー犯罪被害者、嫌がらせ犯罪被害者が奈良県警察本部及び各警察署に相談に来た場合の受け入れ体制を確立して下さい。被害者の訴えをよく聞き、県内の被害状況を把握できるよう体制を整えて下さい。合わせて毎月開催しております当 NPO 大阪被害者による集いに職員を派遣して状況把握に努めるよう指示して下さい。

要望項目 3. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な県警本部長指揮下の全警察官に以下のアンケート調査を実施して下さい。そのためには要望項目 1 を確実に実施する必要があり、その認識をもって両犯罪被害を経験していないか、経験している場合どのような被害か、また加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合どのような行為を強いられたのか、全警察官を対象にアンケート調査を実施して集計して下さい。その結果と当 NPO のアンケート集計結果とを比較すれば当 NPO の訴えを別の面から裏付けることとなります。また警察官の意識状況を新しい面から認識できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい。

要望項目 4. 電磁波や超音波と思われませんがこの犯罪に使われている見えない媒体を遮蔽できる部屋を警察署単位で設けて被害者を受け入れて下さい。テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は見えない攻撃媒体を遮断することで正常に戻ることが考えられます。そのため精神的問題と判断する前にその部屋に収容して様子を見てから対処するようにして下さい。

尚、電磁波の遮蔽に付きましては超伝導シールドが有望視されます。JR 東海によるリニア新幹線の建設が認可されましたが、一方で強烈な電磁波が発生することから反対も根強い状況であります。製造側もその点は認識していて、それを抑える研究が 20 年以上前から行なわれております。それが超伝導シールドであります。磁波を 100% 遮断するというのですから大変なものであります。リニアモーターカーでこれが実現すれば反対派は激減すると思われます。またテクノロジー犯罪被害者も救われる可能性があります。JR 東海はこの技術を開発していると考えられますので、テクノロジー犯罪被害者の退避場所として、各警察署に超伝導シールドルームを設備して下さい。

要望項目 5. 「サイバー (サイバネティクス)」という言葉は人間の脳とコンピューターをつなぐことに関わるあらゆる技術を総称する言葉として 1947 年プリンストンで学者達によって造語されたものであります。テクノロジー犯罪はこの意味でのサイバー技術の悪用と考えられますので、現在あるサイバー犯罪対策課を二部体制にして、第一部は従来通りのインターネットに関わる犯罪を、第二部は本来の意味である人間の脳とコンピューターをつなぐ技術による犯罪を担当する部署として、後者のサイバー犯罪対策に着手して下さい。

要望項目 6. 科学警察研究所において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に使用されている武器、装置、システムの調査研究およびそれらが使用された場合探知できるようにするための調査研究が徹底されるよう促して下さい。

要望項目 7. 管区警察学校において、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の捜査ができる人材を育成して下さい。

要望項目 8. テクノロジー犯罪を捜査の対象とできるよう条例を整備するとともに国に法整備を促して下さい。

要望項目 9. テクノロジー犯罪を捜査する専門の部署を奈良県警察本部内に設けて下さい。

要望項目 10. 嫌がらせ犯罪を捜査できるよう条例を整備するとともに国に法整備を促して下さい。具体例として、群馬県をはじめとして、青森・神奈川・千



葉・兵庫各県では、ストーカー規制法で足りないものを補うために、迷惑防止条例を改正強化しており、それは全国的な動きとなっております。これは、迷惑防止条例では、以前から恋愛感情を条件としていなかったこと、組織的つきまといも対象としていたこと、つきまといに伴う嫌がらせ行為も規制の対象としていたことから、それを明確に謳って、ストーカー規制法を補完するのを目的としての改正であります。奈良県ではこれをさらに徹底して、当NPO「確認被害者1400名アンケート集計結果」中「嫌がらせ犯罪被害および被害者数p8」にあるすべての被害を捜査の対象とするよう改正強化して下さい。

要望項目11. 嫌がらせ犯罪を捜査する部署を各警察署に設けて下さい。

---

添付書類

1.	被害者1, 772名居住県表	1枚
2.	『被害実態アンケート集計表』1400名対象	1部
3.	奈良県在住会員名簿	1枚
4.	奈良県在住会員記載「被害概要説明書」	1部
5.	『マイクロウェーブ技術の危険性』	1部
6.	『変調された電磁波エネルギーに対する人間聴覚システムの反応』	1部
7.	『特定の非殺傷兵器の生体効果』	1部
8.	『元FBI特別捜査官テッド・ガンダーソン氏証言』	1部
9.	『元公安調査庁調査第二部長菅沼光弘氏講演「日本の闇社会」』	1部
10.	『故ラウニ・キルデ博士発言集』	1部
11.	『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』	1部
12.	『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』	1部
13.	『心にファイアーウォールはない』	1部
14.	『高温超電導体による磁気シールドとその応用』	1部
15.	『兵庫県迷惑防止条例改正に当たっての提案の件』	1部
16.	群馬県・青森県迷惑防止条例改正強化告知チラシ	各1枚
17.	『米国におけるストーキング被害』	1部
18.	パンフレット	1部
19.	チラシ	1枚

---

以上